

令和6年度 保健事業概要

＜特定健診・特定保健指導＞

- ▶生活習慣病の予防、重症化の防止を目的とした特定健診を40歳以上の加入者に実施
- ▶健診結果等から、生活習慣病の進行を予防するための特定保健指導をリスクに合わせて実施
- ▶40歳以上の被扶養者を対象に健診実施機関の検索、健診結果提出のため、LINE公式アカウント「健康エール」を提供

＜広報＞

- ▶健保組合に対する理解と健康意識の向上を図るため、「けんぽだより」を発行
- ▶被保険者を対象に健康増進支援サービス「PepUp」を提供

＜研修会の開催（WEB形式）＞ ※午後から半日開催

- ▶健康管理担当者研修会（6月14日）▶女性の健康課題に関するセミナー（7月19日）▶管理者研修会（9月13日）
- ▶メンタルヘルス研修会（10月11日）▶役職員退職準備セミナー（2月14日）

＜事業所健康管理推進＞

- ▶職員の健康増進の取り組みを重点としたコラボヘルスによる健康経営を推進
- ▶「健康優良事業所表彰制度」を通じて事業所の職員に対する健康づくり活動を支援

＜職場研修会の支援＞

- ▶健康管理への理解を深めるため、事業所が被保険者を対象に企画開催する「職場研修会」を支援
 - ☞講師として当組合保健師・健康運動指導士（以下、保健師等）の派遣
 - ☞「職場研修会講師謝礼助成金」の支給（限度額5万円（年度内に1事業所1回））

＜健康チェック＞

- ▶個々の生活習慣（食・運動・心の健康等）の問題点を自発的に改善するため、被保険者を対象に実施

＜健康相談等＞

- ▶希望者や生活習慣の改善が必要な方等に、保健師等が面談（遠隔含む）・電話・メールによる保健指導を実施
- ▶臨床心理士が面談・電話・メールによるメンタルヘルスカウンセリングを実施

・ヘルスホットライン 0120-105-008（月～金 9～12時・13～17時 祝日を除く）
Eメール hokenhu@hokunoukenpo.or.jp ホームページ <https://www.hokunoukenpo.or.jp/>
・メンタルヘルスカウンセリング 電話受付・面接予約 0120-833-011
Web カウンセリング受付 URL <https://www.mh-c.jp/kokoro/>（ログイン番号 833011）

＜成人健康対策＞

- ▶健康の確認と疾病の早期発見・早期治療を目的に各種健診費用の一部を補助（健診内容等は裏面参照）

＜歯科対策＞

- ▶歯科に対する健康意識の向上を図るため歯科健診の補助や歯科受診奨励等を実施
- ▶歯科口腔衛生品に対し年1回（秋）有償斡旋

＜かぜ対策＞

- ▶かぜ予防と初期症状の緩和・改善を目的に、かぜ対策医薬品を年1回（秋）有償斡旋

＜母子保健対策＞

- ▶新生児を被扶養者とする被保険者に対し月刊誌（1年目）・季刊誌（2年目）を配付

＜肥満対策＞

- ▶特定保健指導の該当者の減少や生活習慣の改善を図るため、下記プログラムを実施
 - ☞ブレ特定保健指導→37～39歳で特定保健指導に該当する加入者
 - ☞3・3ダイエット（3ヵ月で3kg減量）

＜禁煙対策＞

- ▶喫煙による健康被害等の周知や特定保健指導の該当者の減少を図るために保健師等が随時サポート
 - ☞禁煙チャレンジ ☞オンライン禁煙プログラム

＜重症化予防対策＞

- ▶糖尿病性腎症の重症化リスクのある方に、医療機関と連携し保健指導等を実施
- ▶健診により、精密検査・医療が必要と判定された方に受診奨励を実施

＜体育奨励＞

- ▶運動量の増加と運動習慣の定着化を図るために健康運動指導士がサポート
 - ☞体力測定の実施→随時 ☞「PepUp」を活用したウォーキングラリー→10月開催

詳細についてのお問い合わせ先 →→→ 健康推進部：011-261-3274

令和6年度 各健(検)診負担内訳表

令和6年4月1日実施分から適用

単位：円(税込)

種	目	健 診 機 関	健 診 料 金	健保組合 補 助 額	事業主 負 担	個 人 負 担	補 助 対 象 年 齢 等
特 定 健 康 診 査 ※医師の判断により詳細項目追加		健保連等集合契約健診機関	契約毎	全額		0	40歳以上の 任継・被扶養者 ※4月1日在籍者
基 本 健 診	巡 回 ドック	被保険者(任継除く)	旭川・帯広・札幌・遠軽・網走・倶知安厚生病院	19,800	15,400	4,400	30歳以上の 被保険者・被扶養者
		任継・被扶養者				4,400	
	人 間 ドック	被保険者(任継除く)	道内契約健診機関	35,200	24,823	4,400	30歳以上の 被保険者・被扶養者
			道外健診機関(補助限度額)	55,000	43,850	6,750	
		任継・被扶養者	道内契約健診機関	35,200	24,823	10,377	
			道外健診機関(補助限度額)	55,000	43,850	11,150	
	生 活 習 慣 健 診	各厚生病院、その他健診機関(補助限度額)	9,350	4,950	4,400		25歳・30～34歳の 被保険者(任継除く)
		労働保健管理協会	8,030	3,630			
	子 宮 が ん 検 診	旭川・帯広・札幌・遠軽・網走・倶知安厚生病院、函館中央病院	3,850	2,695		1,155	20歳以上の 被保険者・被扶養者
		その他健診機関(補助限度額)	5,004	3,502		1,502	
ブ シ ョ ン	乳がん 検 診	マンモ1方向	旭川・帯広・札幌・遠軽・網走・倶知安厚生病院、函館中央病院、その他健診機関(補助限度額)	4,950	3,465	1,485	30歳以上の 被保険者・被扶養者 ※マンモ2方向は40～49歳のみ
		マンモ2方向		6,050	4,235	1,815	
		超音波(単独) ※マンモとの併用不可	その他健診機関(補助限度額)	3,300	2,310	990	
	前 立 腺 検 診	各厚生病院、その他健診機関(補助限度額)	2,750	1,925		825	50歳以上の 被保険者・被扶養者
		函館中央病院	1,760	1,232		528	
		みなみ病院	2,420	1,694		726	
	肺 が ん 検 診	各厚生病院、函館中央病院、みなみ病院、道外健診機関(補助限度額)	12,100	8,470		3,630	40歳以上の 被保険者・被扶養者 ※人間ドック受診時の オプション検診
	骨 粗 鬆 症 検 診	各厚生病院、みなみ病院	1,540	924		616	30・35・40・45・50・ 55・60・65・70歳の 被保険者・被扶養者
		函館中央病院、その他健診機関(補助限度額)	1,760	1,056		704	
	肝 炎 ウ イ ル ス 検 査	B 型	道内契約健診機関、その他健診機関(補助限度額)	1,430	858	572	30・40・50・60・70歳の 被保険者・被扶養者
		C 型		1,980	1,188	792	
検 診	脳 ド ッ ク	旭川・帯広・札幌・遠軽・網走・倶知安・摩周厚生病院	19,800	11,880		7,920	40歳以上の 被保険者(3年毎) ※人間ドック受診時の オプション検診
		函館中央病院	22,000	13,200		8,800	
		桂ヶ丘クリニック	27,500	16,500		11,000	
		釧路孝仁会記念病院	29,700	17,820		11,880	
		道外健診機関(補助限度額)	31,428	18,856		12,572	
	血 圧 脈 波 検 査	各厚生病院(むかわ・沼田・苫前除く)、みなみ病院、道外健診機関(補助限度額)	2,750	1,650		1,100	40歳以上の 被保険者・被扶養者 ※人間ドック受診時の オプション検診
		函館中央病院	2,200	1,320		880	
	歯 科 健 診	北海道歯科医師会会員の協力歯科診療所	3,520	全額		0	被保険者・被扶養者 ※学校保健安全法の対象者は除く

【注意事項】

- 補助対象者は、各健(検)診の年齢条件を満たし、資格取得から1年が経過している被保険者、前述の条件を満たしている被保険者に扶養されている被扶養者(ただし、特定健診は4月1日在籍者、歯科健診は受診当日資格を有する者)
- 各種健(検)診の補助年齢の基準日は翌年3月31日
- 巡回ドック・人間ドック・生活習慣健診・特定健診の年度内(当年4月1日～翌年3月31日)重複補助不可
- 巡回ドック・人間ドック・生活習慣健診で受診者の都合(妊娠等)により胸部X線を受けなかった場合は補助対象外
- 上記健(検)診と同内容の健(検)診で自治体等より補助を受けている場合は補助対象外
- 雇入時、定期健康診断は補助対象外
- 道内契約健診機関は各厚生病院、函館中央病院、みなみ病院、桂ヶ丘クリニック(脳ドックのみ)、釧路孝仁会記念病院(脳ドックのみ)
- 人間ドックの補助は、原則前回受診より1年経過であるが、業務や健診機関の都合によりやむを得ない場合、前回から10ヵ月経過後であれば補助対象。ただし年度内1回の補助
- 脳ドック、肺がん検診、血圧脈波検査は人間ドック受診後のオプション検診で、人間ドック受診機関での受検が原則(※脳ドックを実施していない健診機関で人間ドックを受診した場合、他の契約健診機関で受検可能)